

令和3年第9回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和3年9月22日（水） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育委員	篠原 玲子
教育委員	山本 一博	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	小梶 理栄子	教育部次長	中村 達夫
管理監(学校教育担当)	栗田 一路	管理監(教育総務担当)	小杉 一子
管理監(校務支援担当)	中西 美智代	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
教育施設課長補佐	奥村 伊佐男	生涯学習課長	中西 恵美子
教育研究所長	宮居 伝	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	幼児課長	河村 治俊
事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子		

以上19名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、令和3年第9回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、会議録の承認について、委員の皆様には、第8回定例会の議事録があらかじめ事務局から配付され、確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんでしたでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、第8回定例会の議事録は承認いただきましたので、後ほど、青地委員と篠原委員に署名をお願いいたします。
なお、今回の第9回定例会の会議録署名委員は、青地委員と山本委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従いまして、報告に移ります。
本日はまず、9月市議会定例会における質疑について報告させていただきます。教育委員会にもコロナ禍での対応を中心に多くの質問をいただきました。質疑内容については、お手元に配付させていただいている資料のとおりですが、コロナ禍での対応について、補足も含め少しお話しをさせていただきます。
2学期が始まりまして一箇月を迎えようとしています。8月の感染拡大の勢いと、学校再開による影響が重なり感染が広がると大変なことになるかと正直、心配もしておりましたが、比較的落ち着いてスタートができたと思っていますし、ここへきて感染も収まりつつあると

と感じております。ただ、8月の感染拡大やクラスターの発生では、学校が夏休みであり、影響は少なかったのですが、2学期スタート後の感染者の確認では、疫学調査が以前のように即日実施できなかつたり、PCR検査の結果判明まで時間を要したりと、感染の影響を判断するまでの間、学級閉鎖等の措置が必要とした事例が多くなってきたということです。

また、同じクラスから複数、2人の感染者が確認されたため、文科省のガイドラインに沿って、当該クラスを1週間、学級閉鎖することとした事例も1校1クラスで発生しております。

他にも、家族が感染し自宅療養となり、その子どもについては、家族が回復してからも2週間学校に登校できないなどの例も発生しています。また、コロナへの警戒心や心理面に配慮して自主休校を選択する保護者も少なくありません。こういったことから、学校を長期に休まなくてはならない児童生徒への対応が必要になってきています。

本会議でも御質問がありましたように、全国あるいは県内でもタブレットを活用した学習保障の事例が、新聞などで多く紹介されています。本市でも、先日来、地元新聞やケーブルテレビで紹介いただきましたが、実践研究校を指定し取組を進めているところです。私も、実際に参観させていただいたのですが、朝の会を映像で相互配信し、休んでいる子どもからの声をクラスメートに届けてもらったり、担任の声を休んでいる子どもたちに届けたり、クラスでの授業の様子を映像で配信することを行っています。

授業での映像配信は双方向ではありませんが、授業が始まれば、多少の制約は加わりますが、基本的には普通の授業を行うのと変わりなく進めることができ、自宅にいる子どもの様子は、授業終了後、聞き取ることになります。

また、クラス全員でのタブレット持ち帰りの実証を行い、課題を探っています。今後は各家庭でのネット環境の確認を進めたいと考えています。

一方、昨年11月東京都町田市で、小学校6年生女兒がいじめによって自殺した問題では、タブレット端末のチャット機能を利用して悪口が書き込まれていたことが判明しています。その際、パスワードが全員共通の「123456789」が用いられ、なりすまし等が容易にできることなどが問題視されています。

私も授業参観時に見ておりましたら、たしかに、個々の児童がIDとパスワードが記されたノートを見ながら入力する様子を見ておりますと時間が掛かっておりましたし、覚えやすく容易に入力できる方法として町田市ではそういう簡易なパスワードを設定されたものと推測できますけれども、本市では、IDは8桁、パスワードは8～10桁でアルファベットや数字、記号を用い、学校教育課校務支援係が個人毎にランダムに作成しており、容易になりすますことはできなくしております。

この事案については、単にタブレットだけの問題ではないようですが、IDやパスワードの設定は大変重要な役割を持つものです。個人でも変更が可能なことから、安易に変更する事の無いよう情報リテラシー教育とともにしっかり指導してまいりたいと考えているところです。

学びの保障については、答弁でも申し上げておりますが、学校でこそ実現できるものと捉えており、個々在宅で過ごす期間の学びは、学校に戻ってからの補習等の工夫により、また、休校等の措置に伴う場合は、再開してからの授業の組み換えによって、しっかりと行っていくとしています。

家庭学習によるタブレット利用、オンラインドリル等での学習については、在宅での学習

を余儀なくされる子どもたちの学びを補完する手立ての一つとして捉えているものです。

しかしながら、タブレットやネット環境を活用した学習は、在宅期間中の学びに向かう気持ちを継続させるための有効な手段ですので、先ほど言いました実践研究校での取組から浮き彫りにされる課題を一つずつ解決しながら、市内の各校に広めていきたいと考えています。

次に、感染防止への対応については、私たちが、子どもたちに準備しておくべきことは、まずは、子どもたちが安心して学校に来ることができる学習環境だと思っています。不安な気持ちを持った子どもたちには、しっかりと寄り添い、その不安な気持ちを学校が受け止め、専門的な知見からの助言に努めるということ。

今回は、飛沫感染に注意が必要であり、マスクを外さなければならない時に最もリスクが高まるとされていることから、部活動を休止し、修学旅行等行事の日程等を見直し、感染対策を更に徹底することとしています。

体育や音楽の授業では、マスクを外すときのルールを決め、給食の時には、会話を控えた黙食を徹底する。また、机にアクリルパーテーションを設置するとともに、食器を少なくし、配膳が簡単にできるような工夫も行っています。

感染はいつ、どこで、誰に起こっても不思議ではありません。しかし、みんなが感染に対する注意力を高めることで、濃厚接触者やクラスターの発生は抑えることができると考えています。

本市でも、感染したり濃厚接触者になって辛い思いをしている方が多くおられます。そのような人たちを思いやる気持ちを大切にし、正しい知識と情報に基づいての行動をとるように指導の徹底がより大切になってきますし、ワクチンパスポートの活用が本格化してくると、より一層難しい対応を迫られるものと感じております。

前回の教育委員会でも報告しましたとおり、お盆前には、本市でも大きなクラスターが発生しました。夏休み期間中でなければ保育関連施設で発生したのか、学校で発生したのかの、判断ができなかったと思っています。しかし、保育関連施設で一度発生しますと大変な影響が出ます。

したがって、保育関連施設での感染リスクを下げる取組については、学校現場も一緒になって協力しながら行っていかなければならないといけないと考えております。教職員みんなが、このようなことは二度と起こしてはならないと、感染防止のため、細やかな配慮を積み重ね、懸命にコロナと戦ってくれています。

議会での質問の中で少し厳しすぎるのではとの趣旨で発言いただいた、席を離れないようにし、友達との雑談も控えるようにとルールを設けたのは、大きなクラスターが発生した校区の学校です。二度と起こしてはならないという、その思いは他校と比べ比較にならないほど強いものがあります。

学校再開から2週間後、保育関連施設は再開しましたが、100人を優に超える利用があった施設ですが、再開から現在までの利用者は一日当たり20人に満たないということです。この数字をどのように見るかは、担当部局に委ねますが、施設利用の保護者や子どもたちの思いにしっかりと寄り添う必要があると考えます。

校長は、厳しいことを子どもたちや教職員に求めていることを十分認識しておりますし、緊張感を保ち続けることは、容易ではないと申しております。

反対の意見もありますが、丁寧に説明を繰り返し、理解をいただく中で進めてきており、

教育長

今日まで、何事もなく過ごせたことに学校は少し安ど感を見せております。しかしながら、このルールは緊急事態宣言中は継続する必要があるとしており、教育委員会事務局として、この考えを認めることとしました。

私たちは今回の事例、また、2学期が始まってからの感染確認に関連する事象の検証を重ね、感染防止に努めなければなりません。議会の質問の中では、大人の目線ではなく、子どもの目線で、という指摘、また、多くのことに我慢を強いられ、まるで刑務所のような発言もありました。

細やかな配慮を積み重ね、懸命にコロナと戦ってくれている学校現場は、決して子どもの目線を見失っているわけではありませんし、子ども目線だけではなく、大人として専門的知見、エビデンスを参考にした適切な判断をしております。議会の福祉教育こども常任委員会では、それを刑務所のような言葉で形容することが二度とないように強く申し入れを行いました。

さて、先日、第74回滋賀県民体育大会、第74回滋賀県中学校夏季総合体育大会において、多くの種目で優秀な成績を収め、見事、女子総合の部で優勝された聖徳中学校の代表者が校長と共に優勝報告に来てくれました。

女子総合の部での優勝というのは、聖徳中学校の長い歴史においても初めてのことで、特に、陸上100m、ソフトボール、卓球女子団体では、それぞれ優勝を勝ち取られたということです。昨年来、コロナ禍の影響で、練習も思うようにできなかった中、練習方法に感染防止対策を組み込み、一人一人がたゆまぬ努力を重ねられた結果だと思えます。

今は、緊急事態宣言中という事もあり、部活動は休止、中体連の秋季大会も中止となりましたが、もうすぐ活動を再開できる日がくると思えます。聖徳中学校女子の活躍が、部活動に励む本市の多くの中学生に元気を与え、後輩たちがこれに続いてくれることを願って止みません。私からの報告は以上です。

次に、教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆さん、こんにちは。私からは、まず2学期以降の小中学校でのコロナの感染状況について御報告いたします。

2学期始業後一月近くになりますが、学校関係での陽性者は小学校で6名、中学校で6名、累計12名となっています。保健所の疫学調査では学校内での濃厚接触者はありませんでしたが、座席が近いなどの理由により念のために34名がPCR検査を受け、そのうち1名が陽性でした。

陽性者の確認により、3つの小学校で土日を含め2日から1週間の学級閉鎖を行いました。現在、全て再開しています。

学級閉鎖等の判断につきましては、陽性者が確認された場合、保健所による疫学調査が行われた段階で文部科学省のガイドラインに基づき、感染状況に応じて学級閉鎖、学年閉鎖あるいは休校の判断をします。現在、保健所の業務がひっ迫しているという状況もありますので、疫学調査が速やかに実施されない場合は、一旦、学校で把握している陽性者の接触者情報をもとに学級閉鎖等の判断を行うこととしています。

昨日現在の感染による欠席者は、小学校で3名、中学校で4名、計7名となっており、家族等の濃厚接触者となり欠席している児童生徒は7名となっております。

続いて、9月議会定例会での一般質問について、何点か御報告いたします。

まず井上議員からは、教育振興基本計画の策定について質問があり、今年度、委託料を予算計上して策定中だが、策定に当たってシンクタンク等に丸投げしていないかといった趣旨の質問をされました。計画策定の委託料については、そのほとんどが印刷代であり、計画の素案は事務局が案を作り、委員会で内容について御審議いただいているとお答えしています。この質問は、教育委員会だけに限らず、市の総合計画以下、それぞれの部門で数多くの個別計画を策定していますので、一例として指摘されたものと捉えています。

田井中議員からは、能登川地区の学校施設の大規模改修の予定と整備のグレードについて質問がありました。

能登川地区の学校の改修順序が築年次順になっていないとの指摘に対し、大規模改修は基本的には、築年次順に改修しているのですが、学校の設置環境や児童数の多寡により老朽度合いが違いますので、施設の状況に応じて改修年が前後することがあるとお答えしています。

また、能登川北小学校の改修予定時期と今までの改修事例と整備グレードを落とすと聞いたが、そのようなことはないかとの指摘に対し、能登川北小学校は令和5年、6年に整備を計画は予定をしていますが、国の交付金事業として採択がなければ着手できないため、現在は未定としているとお答えしています。また、整備グレードという考え方について、市としては持っておらず、市内の31の小中学校は、それぞれ建築年や構造等さまざま、その施設の状況に応じ、適切な改修を行っているとお答えしています。

西崎議員からは、今回補正予算を計上した通学区域審議会について、具体的な審議内容はとの質問があり、今回設置予定の審議会では市街化区域の見直しにより開発が進むなど、児童生徒数の増加が見込まれる能登川地区の通学区域の在り方などについて、調査・検討をいただくもので、来年度の早い時期に答申をいただきたいと考えているとお答えしています。

青山議員からは、子どもの地域愛の醸成につながる授業事例と地域社会を通して物事を学ぶことの大切さについての見解を求められました。

授業事例としては、小学校3年生から6年生までが総合的な学習の時間に学ぶ「ふるさと学習」での、湖東地区や能登川地区の具体的な事例を紹介しました。また、地域社会で学ぶことの大切さについての質問には、子どもの地域の人との関わりや、それぞれの地域が持つ歴史資源、文化、伝統に触れることにより地域愛が醸成されることと、地域での活動を通して仲間をつくり、多様な人々との触れ合いによって社会性や協調性、他者を思いやる心を育むこととなり、本市が目指す教育の基本理念にも通ずるものと考えているとお答えしています。

最後に山中議員からは、感染の防止対策として全ての児童生徒にPCR検査を実施しないかとの問いに対しまして、本市では万が一学校で感染者が発生した場合は、直ちに保健所による疫学調査を実施してもらって、感染の状況に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖あるいは休校の判断をし、感染の拡大を防いでいるため、全児童生徒へのPCR検査は考えてはいないとお答えしています。

以上、教育部からの報告とさせていただきます。

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

皆様、こんにちは。まずは、幼児施設の運動会の日程でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が9月末まで延長されたことを受けまして、各園とも10月以降の開催を予定しております。現在、各園におきましては、運動会開催に向け、園児たちが練習に励んでいるところであり、園児も保護者も楽しみにしている年に一度の行事ですので、無事に開催できるよう願っているところでございます。

次に、市内の保育関連施設での新型コロナウイルス感染症の主な感染状況等について報告をいたします。

8月28日（土）に、市内幼児施設におきまして、職員1名の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。東近江保健所による疫学調査が行われ、この時点での園での濃厚接触者は2名とされましたが、念のため、全職員と園児にPCR検査が行われました。幸い全ての結果が陰性でした。園では消毒作業を行い、検査結果が出るまでの間、8月30日（月）から9月1日（水）までの3日間臨時休園とし、9月2日（木）からは、通常どおり開園しております。

続きまして、9月15日（水）に、市内こどもの家におきまして、児童1名の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。東近江保健所による疫学調査が行われ、この時点での濃厚接触者はなく、念のため、児童13名と指導員1名にPCR検査が実施されました。こちらも幸いながら全ての結果が陰性でした。こどもの家（学童保育所）では消毒作業を行い、9月16日（木）、17日（金）の2日間臨時休所とし、9月21日（火）から、通常どおり開所をされております。

また、先月の教育委員会定例会におきまして報告いたしました集団感染（クラスター）が発生しました市内こどもの家（学童保育所）ですが、消毒作業を行った後、9月13日（月）から開所をしております。このこどもの家（学童保育所）におきましては、運営主体や指導員が中心となり、子どもたちが安全に過ごせるよう感染対策のガイドラインを作成し、感染防止対策を徹底する中で、運営に当たっております。

次に、9月市議会定例会での一般質問等につきまして報告をいたします。

戸嶋議員から、コロナ禍における幼児施設、学童保育所の職員及び保護者に対しての発信、また、2学期の始業から2週間ほどが経過した幼児施設の現状について御質問がありました。答弁では、まずは保護者の皆様に、「自らの命、家族の命は自らが守るという最大級の危機意識を持っていただき、子どもたちを守ってほしい」というお願いをしました。また、幼児施設では、感染防止対策をより徹底し、保育活動を通常どおり継続していくことや各園においても園便り等で感染防止の啓発をしており、不安を抱えておられる保護者には、送迎時等に個々にコミュニケーションをとる中で、思いに寄り添うよう努めていますとお答えしました。

また、学童保育所へは、感染防止対策の徹底について強く要請していることや市内全ての学童保育所を訪問し、アルコール消毒液及び不織布マスクの配布を行っているとお答えしました。

続いて、幼児施設の現状につきましては、全体的に大きな混乱もなく園生活を送っており、子どもが安全に過ごせるよう、職員一丸となり感染防止対策を徹底していることや登園自粛をしていた園児や出席停止となった園児には、しっかりサポートをしている旨、お答えをしました。

次に、山中議員から幼児施設、学童保育所で、子どもたちが置かれている環境について御

こども未来部長	質問がありました。幼児施設及び学童保育所では、感染防止対策を徹底していること、更に、学童保育所では、必要に応じて学校の教室を利用した分散保育を実施しているなど、感染防止対策を強化しているとお答えしました。 その他、同定例会におきまして、一般会計補正予算として、児童手当及び児童扶養手当や子育て世帯及びひとり親世帯等臨時特別給付金の国庫支出金精算返還金を提案しております。また、学童保育所施設運営委託料及び指定管理料について、補助基準単価の改正等による増額補正を提案しております。 条例改正としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要が生じたため、提案をし、9月14日に開催されました福祉教育こども常任委員会において、可決・承認をいただいたところです。これは、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めるものでございます。以上、こども未来部の報告といたします。
教育長	ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。
山本委員	いくつか御質問させていただきます。まず、一般質問で先ほどの部長報告の中でおっしゃった井上議員の質問の答弁内容で、地域住民等の参画による学校を核とした地域のつながりと答弁されておられますが、地域学校協働活動推進事業のことを念頭において、お答えされているのでしょうか。
教育部長	井上議員は社会教育関係、社会教育と地域教育の計画内容が総合計画とどう関連しているかという御質問でしたが、具体的な内容ではなく、抽象的な地域教育という意味で質問されていますので、地域学校協働本部とかコミュニティスクールなども当然含まれてくると思います。
山本委員	協働活動推進事業を含め、広い意味でということでしょうか。
教育部長	はい、そういう意味です。
山本委員	西崎議員の補正予算の関係で校区の検討委員会での旧能登川町の時のことなど言及はありましたでしょうか。再質問等の内容など何かございましたか。
教育部長	再質問では、審議会を設置してその答申を受けて、その後どう進めるのかという再質問があっただけで、具体的な中身については、質問はありませんでした。
山本委員	教育長報告の中で、学童保育関連施設でクラスター発生したところでは、発生前の利用児童が100人ほどであったのが、再開後は20人くらいになったというお話がありました。 前回の定例会の時に、こども政策課長がクラスター発生により学童保育所を閉鎖して、他の学童保育所において利用自粛してくださいとお願いをしましたら、利用が50%ぐらい減りましたという御説明をされました。見方を変えると学童保育に必要なの方を預けておら

山本委員	れるのかと思ってしまいました。私の娘が同じような立場にいますので、聞いてみましたら、それはうつたらいけないので、親が休んだりして、なんとか協力しているのではと怒られました。数だけを見ると1／4になったり、半分になるということは多少そのような要素もあるのではないかと思います、本当にこの要素だけなのか、その点についてはどのように考えておられますか。
こども未来部長	学童保育所の利用につきましては、現在、家庭内保育を御依頼しておりますので、多くの家庭で御協力をいただいております。緊急事態宣言下でもあり、保護者が休暇を取得したり、親戚の方に預けたり等で対応いただいているものと考えております。
山本委員	わかりました。ありがとうございました。報告の中であるのかなと思ったのですが、ございませんでしたので、先月の末ぐらいに学力調査の結果が出ていると思うのですが、ひと月、経っていますし、特に国語でしたか、小学校、全国最下位が滋賀県だったという結果が新聞に載っていました。でも、平均点で見みますと最高のところとは10点くらいしか違いませんし、4項目とも滋賀県は全国平均以下であったと出ておりましたが、点数で見ると10点、20点違うという話ではないので騒ぎたてるのはどうかと思いますが、去年は調査がなかったと聞いてます。何年かずっと滋賀県の成績はあまりよくないってということで、その都度、いろんなことを検討され対応されていると思いますが、今回、調査がありましたことについて、検討されている途中でしたら、お聞きすることはできないと思いますが、感想なり、動きなりなどがございましたら、お聞かせ願えればと思います。
管理監（学校教育担当）	学力調査の結果ですが、そもそも「学力学習状況調査」といまして、学力と学習の状況を調査する目的のものです。 今、委員の話にもありましたように、滋賀県については報道でも出ましたが、国語が弱い、昔からずっと課題でございまして、本市でも課題ですが、読み解く力、いわゆる読み解く、読解力といいますのは、筆者が何を言いたいかということ推測して答えるわけですが、それを自分のものにして発信するとか、理解する、そのような力が弱いのではないかとということで、重点的に取り組んでいるということでございます。 今、市内の学力調査の結果については、すでに届いておりますが、それについては学力検証委員会を開いております、一回目は開催しましたが、委員にお集まりいただきまして、3回の協議を経て、地域の方に公開をするということで、生の点数については非公開とさせてもらっておりますが、学力傾向であるとか、それから学習状況の傾向を公開させていただくことを考えています。
山本委員	存じあげてなくて申し訳ありませんでした。ありがとうございました。
教育長	これは、次回の総合教育会議の主要テーマとなっています。
山本委員	今日、来ましたら、その総合教育会議の案内がありました。
教育長	皆さん、よろしく願いいたします。

青地教育長職務代理者	先ほどの教育長報告の中で、議員がおっしゃった表現について、私もちょっと憤りを感じたわけなのですが、私たちも含めて、みんなそれぞれ自分、自分の思い、考え方、立場を持っておりますので、そのような言葉も出ることもあるのだろうと捉えておりますけれども、そこに合わせまして、保護者の中でやはり今ちょっと不安で学校に子どもを登校させられないという保護者があるということも、それもその保護者の考え方のもとでということで、理解できますが、具体的に、もし、よろしければ、例えば、何件ぐらい市内でそのような家庭があるのかとか、あるいは期間はどれくらいなのか、例えば2・3日なのか、あるいはしばらく当分うちの子は学校には行きませんという方がいらっしゃるのか。お伺いできるとありがたいです。
管理監（学校教育担当）	今、資料を持ち合わせておりませんので、およその数字ですが、心配で学校に行かせていないという方と、それから家族が風邪症状で、あえて行かせていないというような家庭もありますが、だいたい合わせると市内で50人から多い時で100人弱ぐらいです。しかし、だんだん減ってきました。
青地教育長職務代理者	いわゆる家族が今ちょっと体調が悪くて休まれている方と行かせないとお考えの方、両方合わせて50から100人ということでしょうか。
管理監（学校教育担当）	はい。合わせての人数です。当初は結構多かったのですが、感染が大分収束してきましたので、減りつつあります。
青地教育長職務代理者	期間としてはいかがでしょうか。
管理監（学校教育担当）	期間は結構バラバラなのですが、短ければ2・3日で長い方ですと一週間ぐらいです。
青地教育長職務代理者	そういう状況が出てきますと、担任の先生が子どもたちに対してのフォローといいますか、連絡なり、配慮することが多くなってくると思いましたので、確認をさせていただきました。 もう一つ質問なのですが、最近、私は確認をしていないのですが、各学校の授業参観は一切行っていないのでしょうか。
管理監（学校教育担当）	緊急事態宣言中は、行っておりません。今までは一時間の授業に一斉にみんな来ておられましたけど、解除されましたら、それを分散して行うことになろうかと思います。今後しばらくは、工夫した形で行っていくことになろうかと思います。
青地教育長職務代理者	最初の話に戻るかもわかりませんが、やはりこう子どもから話を聞いてたり、周りから聞いている話だけの情報で、学校は今こんな状態になってるみたいだと、親御さんなりにも色々不安や心配に思ったりすることもあるので、こういう感染対策をしているし、子どもはこのような動きをしていますよということを、やはり百聞は一見にの形で、そういった機会

青地教育長職務代理者

ができれば、参観で見ていただくということも理解していただくことができるのではないかと思いますので早く再開ができるといいなと思います。

教育長

ありがとうございます。では、議案に移ります。

「議案第 20 号 行政手続における押印義務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、担当課から説明をお願いします。

(教育総務課から説明)

管理監(教育総務担当)

議案第 20 号です。行政手続における押印義務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、行政手続における押印義務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のとおり制定するというものです。こちらは内閣府が取組を進めております地方公共団体における押印見直しを実施するに当たり、行政手続における押印義務の見直しに伴い、関係規則を一部改正する必要があるため、本議案を提出させていただいております。

まず、東近江市奨学金貸付条例施行規則の一部改正としまして、第 1 条東近江市奨学金貸付条例施行規則の一部を次のように改正する。様式第 1 号中「㊤」を削る。こちらにつきましては、内容全て同じですが、登記印又は登録印を求める手続きというのではなく、認め印として押印が求められている様式の押印の㊤を削るということになります。

様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号中、奨学生氏名のあとの㊤を奨学生氏名に改めます。様式第 9 号中についても同様です。様式第 11 号中申請者氏名のあとの㊤を氏名に改めることとなります。様式第 12 号中につきましても「㊤」を削るとなります。

続きまして、東近江市通学バス使用料条例施行規則の一部改正です。第 2 条 東近江市通学バス使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。様式第 1 号中「㊤」を削る。

続いて、東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則の一部改正です。第 3 条 東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則の一部を次のように改正する。様式第 1 号中「㊤」を削る。様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 8 号中、奨学生氏名の後の「㊤」を削り、奨学生氏名に改める。様式第 9 号中も同様です。様式第 11 号中、申請者を申請者氏名のあとの「㊤」の㊤を削り、氏名に改める。様式第 12 号中についても「㊤」を削る。

続きまして、東近江市立学校通学バス運行管理規則の一部改正です。第 4 条東近江市立学校通学バス運行管理規則の一部を次のように改正するという事で、様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊤」を削る。附則としまして、この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行するという事です。

冊子に様式が添付しておりますが、資料 5 ページを御覧ください。様式第 1 号として奨学金借用申請書ですが、申請者氏名の後の丸印の印を、削るということです。

9 ページの様式第 5 号誓約書の奨学生氏名の後の丸印の印を削るとなります。

11・12 ページの様式第 7・8 号の奨学生の氏名のあとの㊤を削ることになります。こちらの保護者等や保証人氏名のあとの㊤については登記印又は登録印を求めるという手続きで、印鑑証明の提出を求めていますので、こちらは対象とはしておらず、削りません。

13 ページの様式第 9 号についても本人の㊤を、15・16 ページの様式第 11・12 号についても届け出をする申請者及び氏名の後の㊤も削ることになります。

東近江市立学校通学バス運行管理規則の様式については 21 ページ様式第 1 号です。氏名の後の㊤を削ることになります。

管理監（教育総務担当）	続いて、東近江市医学生奨学金貸付条例施行規則 28 ページ様式第 1 号申請者の後のところの㊟を削ることになります。同じく 32 ページ様式第 5 号奨学生自身の氏名の後の㊟を削ることになります。保護者等、保証人は先ほどの説明と同様こちらは削りません。34 ページ様式第 7 号奨学生氏名の後の㊟を削ることになります。35・36 ページ様式第 8・9 号奨学生及び本人の氏名の後の㊟を削ることになります。38・39 ページ様式第 11・12 号の申請者及び氏名の後のところの㊟を削ることになります。 通学バス運行管理規則の様式については、44・46 ページ様式第 1・第 3 号の申請者氏名の後のところの㊟を削ることになります。説明は以上です
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では、「議案第 20 号」につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、「議案第 20 号 行政手続における押印義務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第 21 号 行政手続における押印義務の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について」、教育総務課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	（教育総務課から説明） 行政手続における押印義務の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定について、行政手続における押印義務の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示を次のとおり制定する。こちら先ほどの議案第 20 号と一緒に内閣府が取組を進める地方公共団体における押印見直しを実施するに当たり、行政手続における押印義務の見直しに伴い、関係要綱の規定中「㊟」を削り、関係告示の整理に関する告示を制定する必要があるため、本議案を提出するものである。 次に掲げる告示の規定中「㊟」を削るということで、(1) 東近江市就学援助費給付要綱様式第 1 号、(2) 東近江市教育委員会後援名義等使用承認取扱要綱様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 5 号、(3) 東近江市日本語初期指導教室要綱様式第 1 号及び様式第 2 号、(4) 東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号、(5) 東近江市無線 LAN ルーター貸与事業実施要綱様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号、附則としまして、この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行するということです。先ほど、御説明しましたとおり申請者の認め印の後の「㊟」を削るというものです。 東近江市就学援助費給付要綱様式第 1 号については資料 8 ページにあります申請者（保護者）欄の㊟を削ることになります。 東近江市後援名義の使用承認取扱要綱については 16・18・20 ページ様式第 1・3・5 号の代表者の後の㊟を削ります。 日本語初期指導教室要綱の様式第 1 号及び様式第 2 号は 26・27 ページを御覧ください。

管理監（教育 総務担当）	東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱様式第1号、様式第3号及び様式第4号です。資料の36・38・39ページになります。 無線LANルーター貸与事業実施要綱様式第1号、様式第3号及び様式第4号、については資料の43・45・46ページになりますが同様に㊟を削ります。説明は以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
沖田委員	この押印義務の見直しでかなり事務の合理化が進むことになるのでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	そうですね。負担軽減になろうかと思えます。
沖田委員	効果があがるのでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	効果が上がることを期待していうことですが、負担軽減と利便性という点で取り組んでいます。
山本委員	廃止になるのはこれだけでしょうか。
各委員	教育委員会の関係は、これだけです。
沖田委員	私も毎日、嫌というほど押印をしています。役所がこのように進んでいくということは、大学とかの機関もこのような合理化が進んでいくのでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	内閣府でこの押印の見直しのマニュアルを出しておられますので、地方公共団体については見直しを行うようになっています。
沖田委員	学校現場はどうでしょうか。
管理監（学校 教育担当）	学校現場ではまだ、押印をしています。今年度中に形を変えていきたいとは思っています。
教育長	印鑑があれば書類上、非常に整っていると世代的に思ってしまいます。そういう気がしてしまうことが正直あります。例えば、学校現場で提出物がありましたときに保護者からもらわなければならないものを生徒は勝手に記入し押印をしてきたりしたときに、そういう部分で、それが認め印なので、ちゃんと保護者が認識しているかということ、またそれは別の議論になると思うのですが。なんとなく不安感があるのが正直なところではあります。 ところで、補助金関係はどうなりますか。
管理監（教育 総務担当）	補助金は、押印が必要となります。補助金に関する部分はこの印を削除しなければならない規則等にはありませんでした。

教育長	他に質問がないようでしたら、議案第 21 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 21 号行政手続における押印義務の見直しに伴う関係告示の整理に関する告示の制定については原案のとおり承認といたします。 続きまして、議案第 22 号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、担当課から説明をお願いします。
管理監（校務支援担当）	(学校教育課から説明) 議案第 22 号東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定については、学習用タブレット端末等の取扱いに関し、一部を改正する必要があるため、本議案を提出するものです。 本市では東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱によりタブレット端末は、学校内での利用としており、原則、感染症や災害等による学校の休校以外は持ち帰りを許可しないとして、令和 3 年 5 月 14 日付けで保護者にも通知をしております。 しかしながら、近い将来デジタル教科書の導入等により、持ち帰りが必須になることが想定されることから一部の学校において、持ち帰りの検証を行うなどして、調査研究を行っているところです。そのような中、新型コロナウイルス感染症への不安から長期に渡り学校を欠席されるケースがあり、該当校からオンライン授業の配信を試みたいので、タブレットの持ち帰りを認めてほしいとの申し入れがございました。 今後、このような申し入れが増えることを想定し、東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱を見直すこととしたものです。 新旧対照表を御覧ください。要綱第 3 条ではタブレット端末等の貸与として、校長がオンライン授業を行うと判断した場合で各家庭において児童生徒用の端末が準備ができないときに、これまでの条件に(3)として校長が児童等に対し出席停止措置をしたときという一文を追加しました。 また、その貸与期間としまして、第 5 条第 1 項第 2 号において、貸与の決定日から出席停止の措置をした期間の最終日までとしました。 併せて様式第 1 号を申請と決定で様式が分かれていたものを、1 つの様式で申請及び決定が完結するよう変更し、様式 2 号を削除しました。更に様式第 2 号を削除したことにより受領書及び亡失届の様式号数をそれぞれ繰り上げました。 東近江市学習者用タブレット端末と取扱要綱の一部を改正する要綱の制定についての説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。
教育長	今後は、タブレットの活用、家庭学習に対応できるような体制が必要になってくる部分もでてまいります。それに対応できるような体制と規則改正が必要になって参りますので、それに対応することでの規則改正と捉えていただきたいと思います。 ただ、今回の新型コロナウイルス感染症で学校を休ませるか休ませないかという保護者の選択があるわけですが、タブレットを活用したオンライン授業などをしていたら、オンライ

教育長	ン授業で安心してもらえたら休ませるんだと思っておられるのと、そういった授業がないのなら学校へ行くことは仕方がないという思いの中で温度差が多少あるわけです。 教育委員会としては、やはり学校の中で子どもたちの学びは基本的には育みたいと思っていますし、そうでないと育めないとそれくらいの認識を持っています。 先ほど言いましたようにタブレットの利用は一つの手段であると思っており、長期間休まないといけないときに、学びに対する姿勢を維持するような一つの手立てという考え方で一定このような形での持ち帰り部分を体制としては認めていくという思いであります。
青地教育長職務代理者	メディアのニュースなんかでは、他府県では授業とオンラインを同時並行でやってるのが画面で出てきます。先生がいつも授業をしていて、登校できる子どもたちは何人かは登校して、登校ができない子たちは家でオンラインで一緒に参加してやってるという映像が出てきます。そのような情報を聞いた、見た方たちが、本市はどうなんだという声が将来的に出てくるような気がします。 このタブレットのことで確認したいのですが、もし、タブレットが家になから借りたいという子はしばらく家で勉強するからとなったときには、その手順や順序を確認をしたいのですが、保護者から学校長に申請をし、申請を提出して決定がおりたら、タブレットを持って帰れるということでしょうか。
管理監（校務支援担当）	タブレットを単に持って帰るだけでは意味がございませんので、学校側はオンラインの授業を発信ができるとか、今、オンラインドリルというのがございまして、このドリルを使って学習をするので、タブレットを持ち帰りたいというのがまずは1番の条件になっています。何でもいいのでタブレットを持って帰るという場合は、許可はできないことになっています。
青地教育長職務代理者	その辺の判断は、学校長の方でされるのでしょうか。
管理監（校務支援担当）	はい、そうです。
教育長	先ほど、モデル校の中で、そういうことをやっていますと言いましたけれど、やっていますのは、算数だけの授業です。全ての授業はそんなことができるかと現実にはできません。ある程度そういう配信で授業を映して、それが授業として、家で見ていて、学習につながるという評価というものもある程度限られるもございまして、そういったことも保護者の方には十分に説明をする中で、判断いただきたいと思います。
教育長	先ほど申しました学校でしかできないという部分はそういう部分を含めてという判断をしているということです。
山本委員	青地委員がおっしゃられていたやりとりですと、この新しい項目(3)校長が児童等に対し、出席停止の措置をしたときと記載がありますが、こちらから申請するという働きかけということとは異なるのではないのでしょうか。

管理監（校務支援担当）	まずは、コロナが心配なので、うちの子は学校へ行かせませんと保護者が申し出をされたら、それを学校が認めた場合に、この出席停止を学校長がその子は出席停止にすると判断されるということです。
山本委員	その場合には、保護者からの申出書類としてはないのですか。
管理監（学校教育担当）	出席停止は出席簿という法令帳簿がありまして、それに毎日つけておりますので、それは出席停止であるか病欠であるかは校長が判断しており、今回の青地委員がおっしゃった場合は、ほとんどの校長は出席停止とします。例えば、親が風邪をひいているので念のため休みますけれども、出席停止としています。
教育長	それに該当した児童の場合に限って、そういう申請ができるということです。
沖田委員	大学でも濃厚接触者と認定された学生は来てもらうと困りますので、学長が出席停止となり、休みにならないです。
山本委員	それは分かりますが、児童の方から申し出しているのに、それを受けて停止というのは、このような仕組みは全く存じ上げておりませんでしたので、初めて聞きますと、少し違和感を覚えました。
管理監（校務支援担当）	この書き方がそのように受け止められてしまうだけで、流れといたしましては、先ほど栗田管理監が説明したとおりです。
篠原委員	様式の中の添付書類の中に、第3条の第1項の様式と記載がありますが、第1項というのはどこにあるのでしょうか。
管理監（校務支援担当）	第3条が書かれていますが、1項目ということです。
教育長	第2項がないので少しややこしいですね。 他に、御意見、御質問等ございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	では、議案第22号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、議案第22号 東近江市学習者用タブレット端末等取扱要綱の一部を改正する要綱の制定については原案のとおり承認といたします では、続いて、協議事項に移らせていただきます。

教育長	教育委員会表彰における被表彰者の推薦について、追加がありましたので、担当課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	（教育総務課からの説明） 令和３年度教育委員会表彰における被表彰者の推薦について、１件、追加がございましたので御説明させていただきます。 資料を御覧ください、スポーツ賞第６条(4)団体、聖徳中学校です。第６条の(4)といいますのは、特に、委員会が適当と認めるものということになります。 内容については、滋賀県民総スポーツの祭典第 74 回滋賀県民体育大会女子総合の部 1 位ということです。この大会は、前の第 6 条の(3)の第 74 回滋賀県中学校夏季総合体育大会に兼ねて開催される大会であり、その中で女子総合の部の 1 位といいますのは、滋賀県民総スポーツの祭典第 74 回滋賀県民体育大会の中の賞ということになります。 前回の 8 月の教育委員会定例会であげさせていただきました聖徳中学校の陸上競技の女子 100m 1 位であるとかソフトボールの女子団体 1 位、卓球の女子団体 1 位などの成績で、総合的に評価をされまして、女子総合 1 位という受賞につながっているものです。表彰規則第 6 条の(3)は滋賀県夏季総合体育大会優勝という条件となっておりますので、兼ねての大会ではありませんが、6 条の(3)ではなく(4)での表彰とさせていただきます。
教育長	この件について、御意見、御質問等ございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	教育委員会表彰における被表彰者の推薦については、認めていただけたものとして、事務を進めさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	続きまして、４報告事項に移ります。９月 14 日に行われました「福祉教育こども常任委員会報告について」各担当課から報告をお願いします。まずは、教育部（学校教育課）からお願いします。
管理監（学校教育担当）	（学校教育課） それでは、学校教育課から部活動や学校行事についての現在の状況について報告をいたします。まず、部活動ですが、市内の中学校につきましては、夏休み期間中に部活動における感染拡大が散見されましたので、盆明けより活動を中止しております。 緊急事態宣言の延長を受けまして、引き続き 9 月 30 日までの活動を休止することにしております。 このことにつきましては、コドモンアプリの中で、中学校の全保護者に発信しています。 また、臨時校長会の中では、新チームになって練習ができていないとか、なかなか３年生も引退の場が吹奏楽部等は作れないという声をいただきましたが、今現在、緊急事態宣言発令下での部活動の再開については、なかなか子どもや保護者などの理解が得られないという

管理監（学校教育担当）	ような声が圧倒的に多く、かつ今年度県中体連の秋季大会が中止されたということもありまして、全員一致の決定となりました。なお部活動につきましては、宣言が解除されたのち一気に通常通りの再開をするというのではなくて、各校で時間制限でありますとか、部活動ごとで対策が違うと思いますので、活動内容の工夫をしながら再開しようということでの方針を共有しております。 続きまして、運動会のことです。5月又は9月に開催予定だった小学校の運動会は、全て10月に延期をされました。これで22校中、18校が10月の開催ということになっております。このことにつきましては、練習期間が必要ですのでその間が緊急事態宣言中、現在は学校の行動様式における感染レベルが1番上の3になってございますので、このことによって、運動会の練習内容制限を受けておりますので、子どもたちは運動会で力を発揮できないというような判断によるものです。 続きまして修学旅行です。今までもお知らせをさせてもらっておりますが、昨年度は、ほとんどの小中学校が4月、5月に計画をしていたのが多い中、昨年度判断されるときに、まだ4月、5月に収束してないだろうと9月には終わってるだろうと多くの学校が9月に延期をしたところですが、今現在、なんと緊急事態宣言は9月に発令されたということです。 教育委員会としては何とか泊を伴った旅行をしてほしいと思いで、延期を計画していただいておりますが、これも延長ということになりまして、中学校の3校が一日日程に変更をされました。聖徳中、湖東中、五個荘中学校の3校です。残りの6校につきましては、もう2校は4月、5月に実施されておりますが、後の4校につきましては何とか10月末とか11月初旬に延期をして是非できるように尽力いただいているところです。 中学校につきましては、これ以上の延期につきましては、なかなか中学の教育課程編成上は厳しいものになっております。 小学校も9月に実施予定だった修学旅行全て10月中旬から12月に延期されましたので、このまま第6波がこなれば実施できる予定ですが、なかなか先の見えない状態ですが、何とか実施してほしいとは考えております。 なお、この部活動の決定については、小学校のスポーツ少年団ですとか、施設開放も同時に決定し、足並みをそろえておりますので報告させていただきます。以上です。
教育長	ただいまの行事関係について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、市立聖徳中学校大規模改修工事の進捗状況について、教育施設課からお願いします。
教育施設課長	お手元の資料、議会議決工事等進捗状況報告書（令和3年8月末現在）を御覧ください。 市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う8月末の進捗ですが、建築工事が97.82%、電気設備工事が97.67%、機械設備工事が98.02%です。 8月末の現状についてですが、建築工事につきましては、内装仕上げ及び美装、外構工事として正門の門扉改修、駐車場整備を行いました。 電気設備工事につきましては照明配線工の仕上げ、機械設備工事につきましては照明器具

教育施設課長	の取付けを行いました。 今後の予定としましては、建築工事として、引き続き駐車場整備、現場事務所解体、書類作成を行います。電気設備・機械設備工事につきましても、現場事務所解体、書類作成を行います。 また、9月24日に完了検査を受け、今月中に引き渡しを受ける予定です。以上、報告とさせていただきます。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	では「5 その他」に移ります。各課から報告をお願いします。
各課からの報告	○教育研究所(No.216・No.217)・・・教育研究所だより ○生涯学習課・・・・・・・・・・・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・・・・・報告事項
教育長	各課からの報告について、御意見や御質問等ございませんでしょうか。
山本委員	生涯学習課の新型コロナウイルス感染症の影響で事業がかなり中止になっているようですが、コミセンの主催の事業ですがこういうコロナ対策基準で、講座や事業などを実施せよと生涯学習課から指導はされていますか。
生涯学習課長	生涯学習課からというよりまちづくり協働課から、施設の使用の制限等、緊急事態宣言が出されましたので、通知文を連名で出させていただいております。各団体さんもその点を大変心配されて、どうしたらいいんだろうということで迷われる方が多かったと聞いております。強制ではございませんが、通知は出させていただいております。
山本委員	これは具体的に言いますと一般的に言われているように半分とか5,000人までとかの数字は指示があるんですか。
生涯学習課長	県の基準を示しながら、それぞれ考えてくださいとやわらかい感じでの文章を出しています。
山本委員	私は4月からこの定例会に参加させていただいており、9月まで御報告いただいているのですが、この報告事項にあがってきている事業はどのような基準であがってきているものなのでしょうか。実は14 コミュニティセンターがあるうち、全く報告も計画もないというのは4つ、1回だけ計画が出たというのが1つ、その5つは全て一緒です。それはまちづくり協働課とか、いろんな仕組みがあって理解していないのかもわかりませんが、その当たり、ここへ報告していただいている事業の基準のフィルターはどんな具合になっていますでし

山本委員	ようか。
生涯学習課長	全市を対象とした主な事業が上がっています。漏れていたら報告いただけていないものがあるかもしれませんが、基本的には全部のコミュニティセンターに報告をしてくださいということでお願いをしております、その中で出されていないものがあるとしたら、地域限定とかそういうのはあるかも分かりません。
山本委員	全く載っていないところはその地区しか対象にしていない事業しかしていないと解釈してもよろしいでしょうか。
生涯学習課長	聞き取りをしておりますので、言い切れないかもしれません。
教育長	市民大学の状況について、お伝えいただけますか。
生涯学習課長	市民大学の件ですが、今年度につきましては、八日市文化芸術会館の工事の関係で、秋以降に開催の予定をしていました。ところが、申し込みの時期になり、緊急事態宣言が出てしまいましたので、一旦、止めております。 今、感染状況を見ておりましても、減少してきていますので、市民大学運営委員会と協議をしながら、縮小した形ではありますが開催の方向で考えています。 また、しっかりお示しできるようになりましたら周知していきたいと思っていますのでよろしくをお願いします
教育長	なかなか長期といいますか、先の募集をしますので見通しが難しいとは思っています。決まりましたらお知らせしていきたいと考えています。 以上で全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問等はございませんか。
山本委員	今回の資料の中に教育要覧が入っていましたが、今日は資料として必要ないということでしたが持ってきました。4月には教育振興基本方針もいただきました。それで、僕は先ほどから質問してはあまり知らないことが多いので恐縮ですが、所管というか、事務分掌とか教育委員会の教育要覧でいいですよと、24ページには教育委員会と市長部局とがあって、当然、教育部、そして市長部局が文化スポーツ部とこども未来部があって、4月以降、ここに寄せてもらっていますが、こども未来部長は、毎月定例会に来てくださっているのですが、文化、スポーツ部はお越しになっていません。条例で移管されているのも重々承知をしています。こども未来部についてはそういうことになっているのかどうか知りませんが、どうしてここに載ってる1つの部は常にいらっちゃって、もう一つは来ないことになっているのか、その辺で要覧表紙に教育委員会とだけ書いていますので、もしも2つに分けてるのであれば東近江市も書き加えれば、何の違和感もありませんが、僕の中では初めてこれを見て非常に違和感があります。例えば、私が教育委員をおおせつかったということで、「お前、この頃、運動公園の利用はどうなってるの?」と聞かれたときに「知らない」というような話になる要素が非常にあると思いますので、この使い分け、どういうふうになっているのか、これが東近江市だったら何も違和感もありませんが、自分の中で整理がつかいません。今度10月に

山本委員

あります市長さんと総合教育会議で、自分の中でそれがきちんとできてないと意見も申し上げようがありません。私は初めてなので、別途に説明しますということでしたら、それで結構でございます。半年経ちましたので今日はいくつか御質問させていただきました。初めて来た人間の率直な感想というか、そういうことって結構、組織にとっては有意義かと思いますので、偉そうに申しますが、そういう意味で今日は幾つかなんか偉そうなことを申し上げたかしれません。これに東近江市と追記すれば何の問題もないと思います。

教育部長

正確にお答えできるかわかりませんが、大きくこども未来部と文化スポーツ部の違いは、こども未来部の場合は、事務委任として一部の事務を委任をしているというのがあります。

文化・スポーツ部の場合は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例条例を設けまして権限を移管をしています。そこが大きく違うポイントでして、文化・スポーツ部に関しては首長に権限を移してしまっているという大きなポイントがあります。

教育という大きなくくりで言いますと当然、文化・スポーツ部は入ってきますので、教育振興基本計画の中には、当然、文化、スポーツの部分も計画の中に盛り込みます。

当初、この移管するときに常に教育委員会定例会に出てもらおうかという話もあったんですが、完全に移管しているものですので、必要な時に出席してもらおうというような考え方で整理をしたと思っています

山本委員

もし、ここに東近江市と書いていたら全然問題ないと思います。

教育長

確かにその教育要覧については両方書いてあるんで、その東近江市と連名としても良いかと思っています。

山本委員

教育振興基本方針についても、教育というのを今のこちらの教育委員会と市長部局と分けてやっておられたら、それはそれでいいわけですから、やっぱりここは全面的に東近江市のみあるいは連名の方がスッキリすると思います。

教育部長

もう1つ言うならば、教育振興基本計画は、教育委員会の中で策定しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に教育大綱を作成しなければならないというのがあります。それは総合教育会議の中で策定するものなんですが、本市の場合は、教育振興計画基本計画の教育大綱とするとしていますので改めて教育大綱は作っていません。そういう意味でも市長部局と、常に連携を取りながら足並み揃えて教育施策に取り組むということになります。

教育長

ありがとうございます。教育振興基本計画の策定に係ります協議、教育委員会でもお願いするかと思います。同席させていただいて説明もしっかりしていただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

次回の第10回定例会は、次第にありますように、令和3年10月25日(月)午後10時15

教育長

分から市役所東庁舎東D会議室で開催いたしますので、よろしくお願いします。

第 11 回定例会については、11 月 22 日（月）、24 日（水）、25 日（木）のいずれかで開催をしたいと思います。できれば 22 日（月）委員の皆様の御予定はいかがでしょう。

各委員

（日程調整）

教育長

では、第 11 回定例会については、11 月 22 日（月）午後 1 時 30 分から開催をしたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、令和 3 年第 9 回教育委員会定例会を終了させていただきます。お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

会議終了

午後 3 時 25 分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
